

平成25年度神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成25年10月29日（火）

14時30分～15時50分

新庁舎5階 新庁応接室

1 出席者

- （委員）会長 望 月 正 光（関東学院大学教授）
委員 上 野 賢 美（株式会社共立代表取締役）
委員 木 村 忠 昭（社団法人神奈川県商工会議所連合会副会頭）
委員 齊 藤 準 一（神奈川新聞社代表取締役社長）
委員 志 村 善 一（神奈川県農業協同組合中央会会長）
委員 角 野 禎 子（社団法人神奈川県医師会理事）
委員 高 橋 二三代（県政モニターOB会幹事）
委員 松 尾 美智代（神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長）

（当局側）黒川副知事、中島総務局長、大竹組織人材部長、川瀬人材課長

2 議事内容

- (1) 特別職の給与等について
- (2) 教育長の給料月額の規定について
- (3) 顧問、参与等に係る新たな条例制定について
- (4) その他

3 特別職報酬等審議会委員懇談会の位置づけ

「特別職報酬等審議会」は、「議会の議員の議員報酬の額並びに知事等の給料の額」について、知事の諮問に応じて開催され、調査審議を行うものであるが、「委員懇談会」は、本来の調査審議事項の取扱いのみならず、本県の財政状況や、一般職の給与の状況などを踏まえながら、特別職全体の給与・退職手当などの水準やあり様などについて、同審議会の委員が幅広く意見交換をするための会議としている。

4 意見交換の概要

(1) 特別職の給与等について

事務局から、平成25年の人事委員会勧告の内容、特別職の報酬及び一般職の給与の過去の改定状況、特別職全体の給与水準等について、全国の状況を説明し、委員から意見を伺った。

○委員からの意見の概要

- ・ この審議会は、あくまで、減額前の金額を審議するのが本来の目的で、実際に知事が政治的判断をして減額するというのは、知事の裁量の話になる。

- ・ 知事の給料月額、25%減額もされており、減額後の支給額は、県を束ねる知事としてはずいぶん少ない。
- ・ 知事は、これだけ給料カットされていたら仕事に合わないのではないかと感想を持った。
- ・ 企業は収益に応じて給与等を増減するが、行政の長は収益ではなく県民のためにどういうふうに働いているかということである。今の県の財政状況や、民間の給与が上がっていない状況からすると、給与を上げるということはなかなか言えない。
知事は団体への補助金カット等をお願いしており、自分の給与カットもやらざるを得ない状況なのではないか。
- ・ 知事の退職手当は、4年で4千万円というの民間でもあまりない。1年で約1千万円になるので、退職手当と給料とのバランスを検討してみてもどうか。
- ・ 特別職の報酬等について、給料月額や各種手当等を個別に議論するよりも、トータルの年収ベースの金額で、全国平均でどうかというのを見るのが一番わかりやすい。民間企業は、景気によって報酬以外の手当等がかなり大きく変動したりするので、その変動がない分、この平均の年収に相当する額で判断するのがわかりやすい。
- ・ 知事等の期末手当の支給月数 2.60 月は全国的に見ても少ない。それに比べて議員の期末手当の支給月数 3.95 月は多いのではないか。
- ・ 議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額については、改定する状況にはない。

(2) 教育長の給料月額の規定について

事務局から、特別職の給料月額の規定の状況、教育長の給料月額の規定に幅を設けている理由等について説明し、教育長の給料月額について委員から意見を伺った。

○委員からの意見の概要

- ・ 法律の定めるところによると、特別職という立場であれば、給料月額を議会できっちりと決めて仕事をしていただくというのが本旨であって、教育長の給料月額を定額で規定することは、法律の本旨にきちんと沿う形にすることによってよいと考える。
- ・ 教育長の給料月額は、平成7年12月1日から現在まで18年間も変わらず92万円であるので、実態に即した規定にした方がよい。
- ・ 職責からみても、定額で規定して、明確に定める方が県民の方にもわかりやすい。

(3) 顧問、参与等に係る新たな条例制定について

事務局から、非常勤の特別職に関する規定、任用状況、条例案等について説明し、顧問、参与等に係る新たな条例制定について委員から意見を伺った。

○委員からの意見の概要

- ・ 非常勤の特別職というような職こそ、議会できちんと承認を経て、条例で規定して、それぞれの職名、つまり、政策顧問、参与、専門委員という方々に周知を図った方が、地方自治法の本旨に沿うと思う。
- ・ 規則で規定している部分と条例で規定している部分があり、わかりにくいということでいろいろと差し障りもあったと思う。
- ・ 条例を議会で決めることにより、非常勤の特別職を依頼される方々も、責任と義務が明確になるので、条例で規定した方がよい。

(4) その他

今回の特別職報酬等審議会委員懇談会については、開かれた県政にしていくという取組の一環として、事務局で懇談会結果の概要版を作成し、委員に確認の上、本県のホームページに公開することとした。